

弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会について（案内）
法務省入国管理局では、日本人及び外国人の出入（帰）国記録等の記録を保管していますが、これらの記録は「出入国の公正な管理を図ること」を目的として保有しているものであり、個人に関する情報であることから原則として非公開の取扱いとしています。

ところで、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会については、その趣旨に鑑み、基本的には、照会対象者に係る出入（帰）国記録等に記録されている事項が訴訟上の争点等になるなど、事件性及び照会の必要性が認められると判断される場合に限り回答することとしています。

このため照会に当たっては、次の点に御留意願います。

1 照会窓口等

（1）照会の宛先

宛名 東京入国管理局長

宛先 〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30 東京入国管理局調査企画部門第一システム担当

照会方法等の詳細については、次の電話番号に問い合わせてください。

TEL 03-5796-7111（内線 4054）

（2）照会の対象となる記録

- ① 日本人出帰国記録
- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し
- ⑤ 在留カード記録・特別永住者証明書記録
- ⑥ 在留カード記録・特別永住者証明書記録の顔写真
- ⑦ 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 16 及び第 19 条の 17 の規定による届出に係る記録

2 照会に当たっての留意事項

（1）照会対象者の身分事項等を明記してください。

ア 国籍・地域

イ 氏名（日本人については旅券上の英字氏名又は振り仮名、中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。）

ウ 生年月日（西暦）

エ 性別

オ その他参考事項（判明している場合は、住所、旅券番号、在留カード番号、旧外国人登録番号等）

（2）受任している事件であることを明記してください。

ア 事件の内容（事件名、裁判所に係属している場合は裁判所名及び事件番号、未係属の場合はその状態等）

イ 当事者（依頼者名・相手方名、原告・被告の別等照会対象者との関係）

（3）照会事項及び照会対象期間並びにそれらの事項を必要とする理由について具体的に

記載するとともに、他の立証方法がないことや訴訟等における主張・立証の経過から照会が不可欠であることを明記してください。なお、照会を受け付けても、個人情報保護等の観点から回答を差し控えることもあるので、あらかじめ御承知おきください。

3 回答事項

電算入力事項等に基づいて回答するため、回答事項は次のとおりとなります。これ以外に回答を必要とする事項がある場合は、当該項目及び期間並びにそれらの回答を必要とする理由について具体的に記載願います。記載のないとき又は必要性が判然としないときは、回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

（１）日本人出帰国記録

ア 回答項目

①氏名（旅券上の英字氏名）、②生年月日（西暦）、③性別、④旅券番号、⑤出帰国年月日、⑥出帰国港、⑦使用航空機便名及び乗降機地

（注）⑦は、保有している場合のみの回答となります。

イ 回答対象期間

調査日の過去５年間分及び当年の調査日の前日までの期間のうち、照会対象として必要な期間

（注）上記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を照会する場合は、その必要性を具体的に記載願います。

（２）外国人出入国記録

ア 回答項目

①国籍・地域、②氏名、③生年月日（西暦）、④性別、⑤住居地、⑥出入国年月日、⑦出入国港、⑧使用航空機便名及び乗降機地

（注）⑧は、保有している場合のみの回答となります。

イ 回答対象期間

調査日の過去５年間分及び当年の調査日の前日までの期間のうち、照会対象として必要な期間

（注）上記期間をさかのぼる期間の出入国記録を照会する場合は、その必要性を具体的に記載願います。

（３）外国人登録記録

ア 回答項目

①国籍・地域、②氏名、③生年月日（西暦）、④性別、⑤外国人登録番号、⑥居住地、⑦在留資格、⑧在留期限、⑨世帯主の氏名及び世帯主との続柄

イ 回答対象期間

外国人登録記録の電算入力期間は、１９８１年１０月１日から２０１２年７月８日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、御注意願います。

（４）外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の写し。

（注）回答項目が少ない場合には、その項目だけを抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。照会書において提供を求められていない項目や、照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では、当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果、その必要性があると判断

することができない項目については、その項目についてマスキングした写しを作成し、回答させていただく場合があります。

(5) 在留カード記録・特別永住者証明書記録

①国籍・地域，②氏名，③生年月日（西暦），④性別，⑤在留カード等番号及び期限，⑥住居地，⑦在留資格，⑧在留期間（満了日）

(6) 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真

①在留カード記録等に係る当局記録保管の最新の写真，②国籍・地域，③氏名，④生年月日，⑤性別，⑥番号

(7) 出入国管理及び難民認定法第19条の16及び第19条の17の規定による届出に係る記録

ア 出入国管理及び難民認定法第19条の16（所属機関等に関する届出に係る記録）

①国籍・地域，②氏名，③生年月日（西暦），④性別，⑤在留カード等番号及び期限，⑥住居地，⑦在留資格，⑧在留期間（満了日），⑨届出年月日，⑩届出事由，⑪事由発生年月日，⑫所属機関，⑬所在地

イ 出入国管理及び難民認定法第19条の17（所属機関による届出に係る記録）

①国籍・地域，②氏名，③生年月日（西暦），④性別，⑤在留カード等番号及び期限，⑥住居地，⑦在留資格，⑧在留期間（満了日），⑨届出年月日，⑩届出事由，⑪事由発生年月日，⑫所属機関